

特定非営利活動法人NEXTしらかわ人件費および謝金等支払い規程

制定：令和 2 年 4 月 1 日

第一条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人NEXTしらかわ（以下、当法人）の事業実施のため支払う人件費および謝金等について定めるものである。

第2条（人件費）

当法人 が直接実施する事業に係る業務に伴い支払う人件費および謝金については、【別表 1】【別表 2】に定める額による。

第3条（謝金）

1. 謝金の支払い対象者は以下に掲げるものとする。

- 1) ボランティア：子ども食堂、子ども第三の居場所活動に努めるもの
- 2) 専門講師：セミナー、講習会、研修会で講師を務める者、学習支援等、専門的立場から講師を務める者

2. 支払い額は【別表 2】のとおりとする。ここに定めのないものは個別に設定する。

3. 講師、ボランティアスタッフの移動のための旅費については別表 3 による旅費規程に準ずることを原則とする。

第4条（証憑）

1. 支払いにあたっては領収書および内容を証する文書等を必要とする。

第5条（支払いの特例）

受託事業等を委託する団体が支給規程等を定めていないにもかかわらず、特別の事情により本規程に定める規程に基づかない謝礼等の支払いをする場合は、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

第6条（所管）

事業に関わる謝金等の支払については、理事長が所管する。

第7条（規格外事項）

この規程に定めのない事項は、理事長が決定する。

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

1. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 3 年 5 月 19 日理事会にて【別表 2】（謝金）ボランティア謝金規定改定。

【別表 1】（人件費）

種別	月 額 単 価
職員	142,180 円
臨時職員	80,000 円

【別表 2】（謝金）

謝金	基 本 単 価	4 時間以上	8 時間以上
ボランティア謝金	3,000 円	5,000 円	80,00 円
専門講師	8,000 円	10,000 円	20,000 円

注) 外部支援者の謝金について、対象者により上表に寄らない場合は別途契約のこと。

注) 金額は、所得税がかかる場合にあっては、所得税を源泉徴収する前の金額とし、
消費税がかかる場合にあっては、消費税の額を含むものとする。

【別表 3】（旅費・交通費）

種別	金額
旅費	実費

・外部支援者の交通費について、上表に寄らない場合は別途相談のうえ決定する。

・ボランティアスタッフの交通費に関しては、片道上限 1,000 円とする。